

神戸税関における税関官署の開庁時間について

関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成23年7月1日から適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいう。法第63条第1項の承認を他の税関手続の許可又は承認等と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認等を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

許可・承認等の区分	官 署	平 日	土曜日	日曜日	休 日	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・法第19条の届出 ・法第61条第1項(法第62条の15において準用する場合を含む。)の許可 ・法第62条の5(法第62条の15において準用する場合を含む。)の許可 ・法第67条(法第75条において準用する場合を含む。)の許可(別送品に限る。) ・法第102条第1項の交付 	全ての税関官署	08:30～ 17:15				
<ul style="list-style-type: none"> ・法第23条第1項の承認 ・法第63条第1項の承認(法第21条の届出に併せて行う場合に限る。) ・法第66条第1項の承認 	神戸税関本関	00:00～ 24:00	00:00～ 24:00	00:00～ 24:00	00:00～ 24:00	
	上記以外の官署	08:30～ 17:15				
<ul style="list-style-type: none"> ・法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)の承認 ・法第62条の3第1項の承認 ・法第62条の10の承認 ・法第63条第1項の承認 ・法第67条(法第75条において準用する場合を含む。)の許可(別送品を除く。) ・法第73条第1項の承認 	神戸税関本関	08:30～ 21:00	08:30～ 17:00	08:30～ 17:00	08:30～ 17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	広島税関支署	08:30～ 19:00				
	上記以外の官署	08:30～ 17:15				

注1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいうものとする。

2 別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。